

# 主要施策関係資料

1	令和3年度の「社会保障の充実」等	1
2	全世代型社会保障改革	8
3	地域医療構想	16
4	保健所の恒常的な人員体制強化	19
5	児童虐待防止対策	20
6	避難行動要支援者の個別避難計画策定について	22
7	地域デジタル社会推進費	23
8	離島における光ファイバの維持管理について	44
9	学校における少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備	45
10	学校のICT環境整備	46
11	産業教育設備の整備	48
12	防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等	49
13	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	56

令和3年1月22日  
総務省自治財政局調整課

## 〈令和3年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：13.4兆円》

### ○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.4兆円

### ○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
  - ・ 高等教育の無償化
  - ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
  - ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
  - ・ 医療・介護保険制度の改革
  - ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
  - ・ 年金生活者支援給付金の支給
- 等

3.89兆円

### ○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.1兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

（注2）使途に関しては、総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

# 令和3年度における「社会保障の充実」(概要)

令和2年12月21日  
第8回社会保障制度改革推進本部資料

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	令和3年度 予算案			(参考) 令和2年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541	6,526	
	社会的養育の充実	474	237	237	474	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17	
	新子育て安心プランの実施	(注4) 223	111	112	—	
医療・介護 の提供体制 改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) うち 地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援 ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	1,179 (注5) 195 803	851 195 592	328 0 211	1,194 — 602	
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	824 1,196 534	549 604 267	275 592 267	824 1,196 534	
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612	
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援 ・ 保険者努力支援制度等	1,664 2,272	832 2,272	832 0	1,664 2,272	
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700	
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248	
	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	1,572	
	介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0	200	
	難病・小児慢性 特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089
	年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644
遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大		80	76	5	68	
年金生活者支援給付金の支給		5,220	5,220	0	4,908	
合 計		27,078	18,172	8,906	27,111	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.31兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.71兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。

(注4) 令和3年度に限り、令和4年度から医療・介護分野において不妊治療の保険適用の財源として充当する予定の消費税増収分を1年限りで一時的に活用する。

(注5) 小児の外來診療に係る診療報酬上の特例的な評価について、令和3年度に一時的に措置した190億円を含む。

(注6) 令和2年度に措置した医療情報化支援基金768億円を含む。

# 新たな病床機能の再編支援について

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援を実施する。【国負担(10/10)】
- 令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。

## 「病床削減」に伴う財政支援

病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、削減病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を交付

- ※病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下となること
- ※許可病床から休床等を除いた稼働している病棟の病床の10%以上を削減する場合に対象

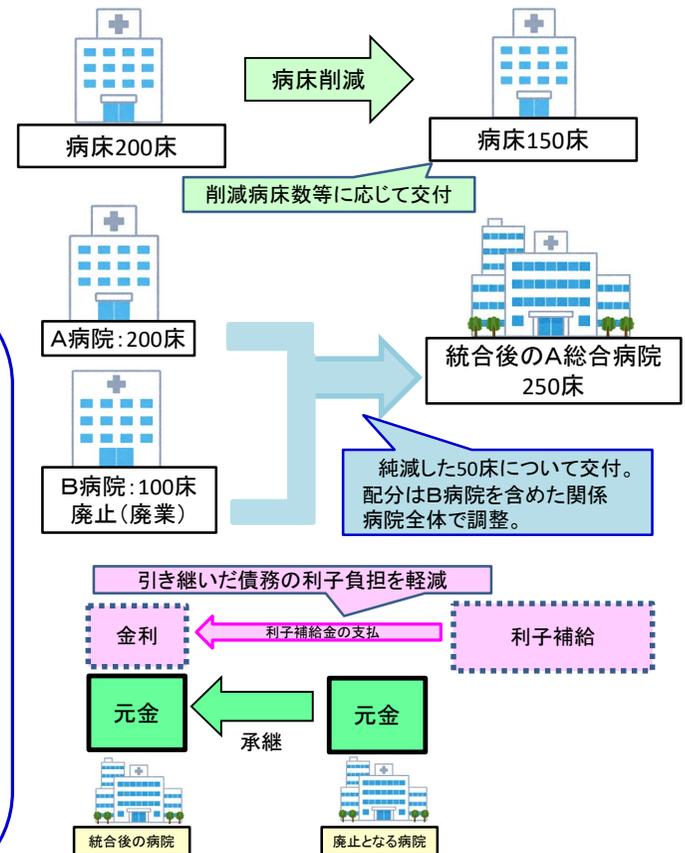
## 「病院統合」に伴う財政支援

【統合支援】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）

- ※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象

【利子補給】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付

- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象
- ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。



# 国保改革による財政支援の拡充について

令和2年12月21日  
第8回社会保障制度改革推進本部資料

- 国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を行う。

## <2015年度（平成27年度）から実施>（約1,700億円）

- **低所得者対策の強化**  
（低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充）

1,700億円

## <2018年度（平成30年度）から実施>（約1,700億円）

- **財政調整機能の強化**  
（精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応）

800億円

- **保険者努力支援制度**  
（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）

840億円  
（2019年度～2021年度は  
910億円）

- **財政リスクの分散・軽減方策**  
（高額医療費への対応）

60億円

- ※ 保険料軽減制度を拡充するため、2014年度（平成26年度）より別途500億円の公費を投入
- ※ 2015～2018年度（平成27～30年度）予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て
- ※ 保険者努力支援制度については、2020年度より、上記とは別に新規500億円により予防・健康づくりを強力に推進

【参考】

（単位：億円）

	2015年度 （平成27年度）	2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）
低所得者対策の強化	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
財政調整機能の強化・ 保険者努力支援制度等	—	—	—	1,700	1,770	1,770	1,770
財政安定化基金の造成 ＜積立総額＞	200 ＜200＞	400 ＜600＞	1,100 ＜1,700＞	300 ＜2,000＞	— ＜2,000＞	— ＜2,000＞	— ＜2,000＞

# 保険者努力支援制度の抜本的な強化

人生100年時代を見据え、令和2年度より保険者努力支援制度を抜本的に強化し、新規500億円(総額550億円)により予防・健康づくりを強力に推進

## 事業スキーム(右図)

令和2年度より新規500億円について、保険者努力支援制度の中に

- ① 「事業費」として交付する部分を設け(約200億円。現行の国保ヘルスアップ事業を統合し事業総額は約250億円)、

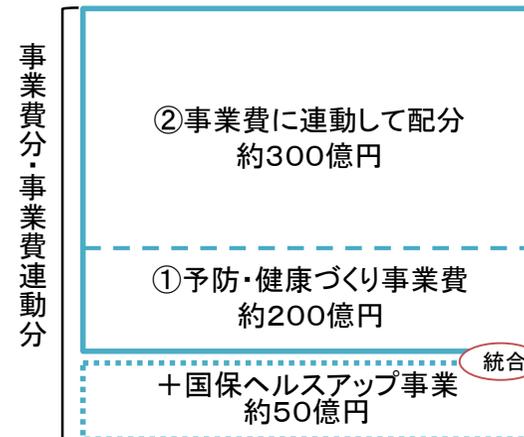
※ 政令改正を行い用途を事業費に制限

- ② 「事業費に連動」して配分する部分(約300億円)と合わせて交付

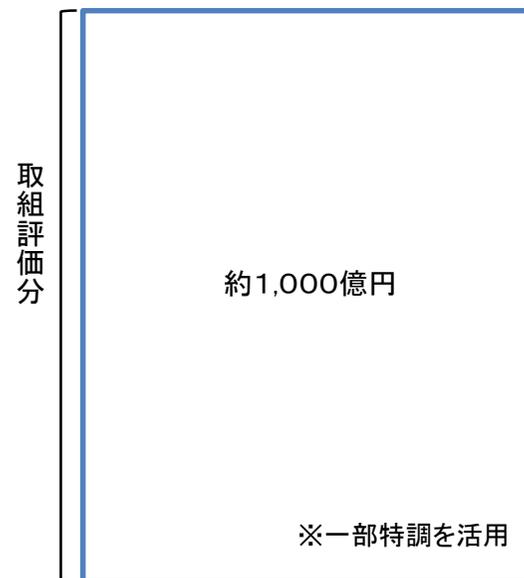
※ ①の予防・健康づくり事業を実施することにより、高い点数が獲得できるような評価指標を設定し配分

⇒ ①と②と相まって、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し

## 【見直し後の保険者努力支援制度】



+



## 事業内容

### 【都道府県による基盤整備事業】

- 国保ヘルスアップ支援事業の拡充
- 人材の確保・育成
- データ活用の強化

### 【市町村事業】

- 国保ヘルスアップ事業の拡充
- 効果的なモデル事業の実施(※都道府県も実施可)

# 介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金

令和3年度所要額（令和2年度予算額）：400億円（400億円）

400億円の内訳  
 ・保険者機能強化推進交付金：200億円  
 ・介護保険保険者努力支援交付金：200億円（社会保障の充実分）

## 趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

## 概要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

- 【主な指標】
- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
  - ② ケアマネジメントの質の向上
  - ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
  - ④ 介護予防の推進
  - ⑤ 介護給付適正化事業の推進
  - ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

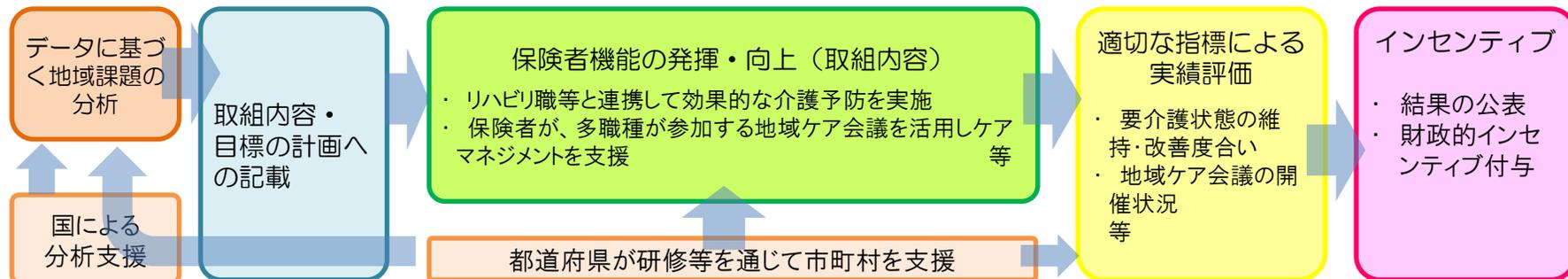
### <市町村分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度  
保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
- 2 交付対象** 市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）
- 3 活用方法** 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当  
なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要。

### <都道府県分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度  
保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
- 2 交付対象** 都道府県
- 3 活用方法** 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

## <参考>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



# 令和3年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

令和2年12月21日  
第8回社会保障制度改革推進本部資料

## 新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位: 億円)

事 項	事 業 内 容	令和3年度 予算案			(参考) 令和2年度 予算額
			国分	地方分	
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。<sup>(注2)</sup></li> <li>保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。</li> </ul>	722	358	364	722
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。<sup>(注3)</sup></li> </ul>	8,858	3,410	5,448	8,858
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月から実施)。</li> </ul>	5,208	4,804	404	5,274
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月実施)。<sup>(注4)</sup></li> </ul>	1,003	506	496	1,003
合 計		15,791	9,078	6,712	15,857

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

○ **令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。**

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。  
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン  
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン  
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

**新子育て安心プラン**  
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ **新子育て安心プランにおける支援のポイント**

① **地域の特性に応じた支援**

○ **保育ニーズが増加している地域への支援**

- (例)
- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の高上げ**

○ **マッチングの促進が必要な地域への支援**

- (例)
- ・ **保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充  
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
  - ・ **巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充  
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ **人口減少地域の保育の在り方の検討**

② **魅力向上を通じた保育士の確保**

- (例)
- ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
  - ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**  
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
  - ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**  
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ **地域のあらゆる子育て資源の活用**

- (例)
- ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設) **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
  - ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
  - ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
  - ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**  
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

- 「新子育て安心プラン」は、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。
- 運営費については、令和3年度から令和7年度までの5年間を確保することとし、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより、以下のとおり安定的な財源を確保する。

【令和7年度までの追加所要額】

約1,440億円

事業主拠出金財源 ・保育所等 0～2歳児	約1,000億円	➤ 経済界に協力を求め、事業主拠出金を充当
公費（税財源） ・保育所等 3歳以上児 ・幼稚園の一時預かり	約440億円	➤ 児童手当の特例給付の見直しにより生じる財源等を充当

※ 「保育所等」には、認定こども園、小規模保育等の地域型保育事業などが含まれる。また、「幼稚園の一時預かり」は、保育の必要性がある子どもを対象とする一時預かり事業（2歳児等）をいう。

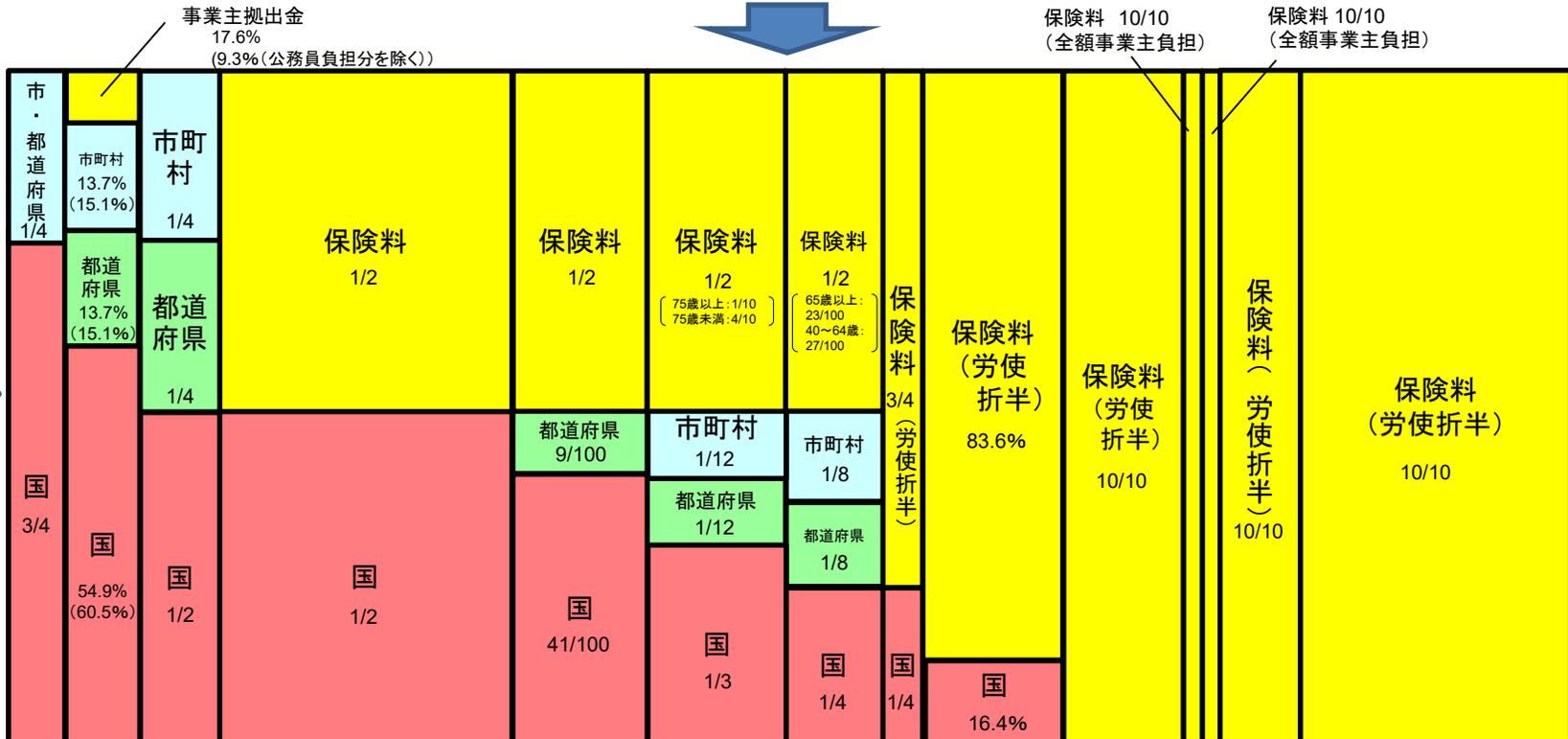
令和3年度予算案における追加所要額

【令和3年度予算案における追加所要額】約529億円

（事業主拠出金財源：約306億円、公費（税財源）：約223億円）

# 社会保障財源の全体像(イメージ)

**保険料 73.6兆円** ※1, 2



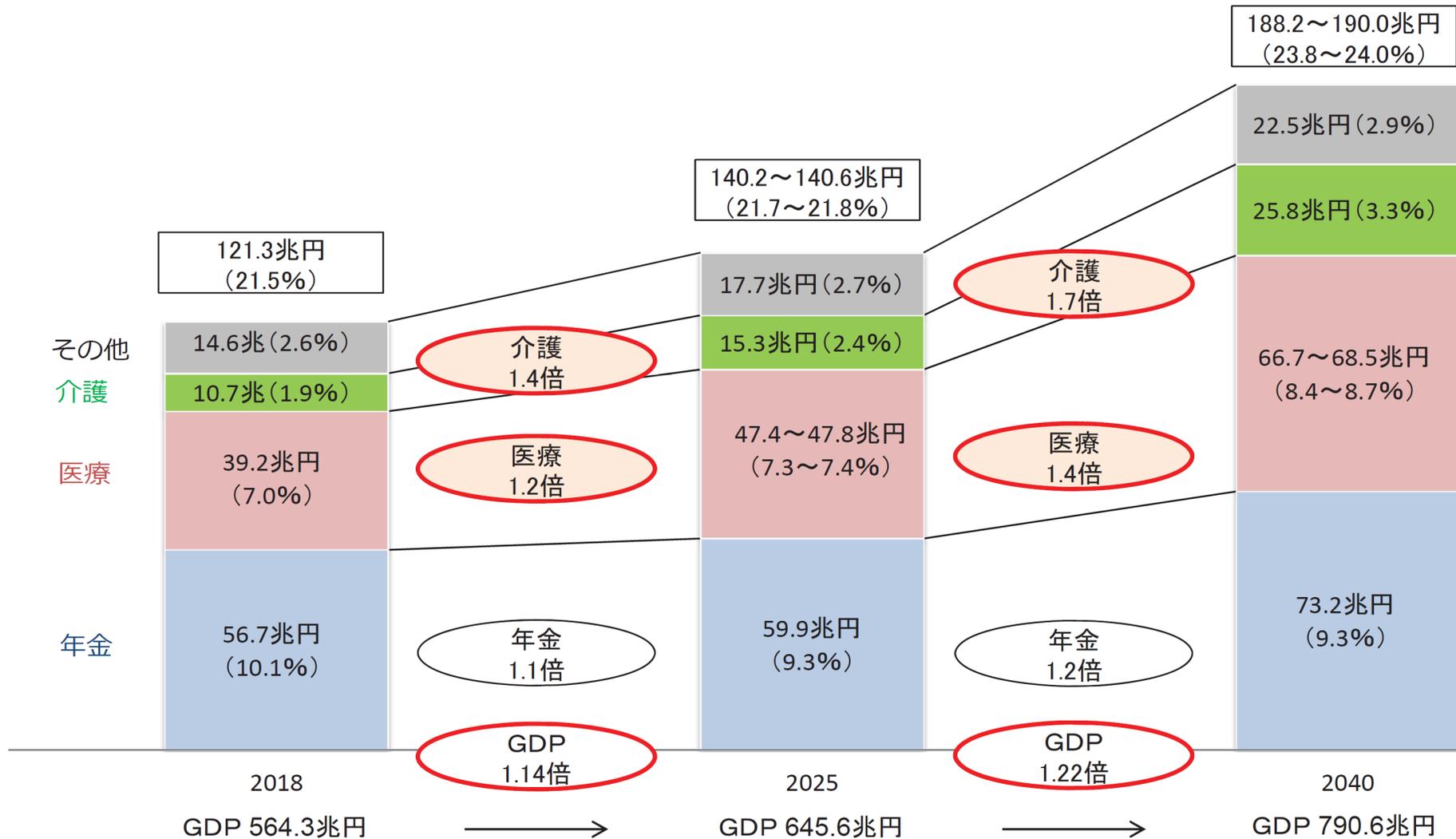
**国庫 35.2兆円** ※1

**資産収入等**

**地方負担 15.2兆円** (注)

(注) ※1 保険料、国庫、地方負担の額は2020年度当初予算ベース。 ※2 保険料は事業主拠出金を含む。 ※3 雇用保険(失業給付)については、2017~2023年度の間、国庫負担額(1/4)の10%に相当する額を負担。 ※4 児童・障害福祉のうち、児童入所施設等の措置費の負担割合は、原則として、国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2等となっている。 ※5 児童手当については、2020年度当初予算ベースの割合を示したものであり、括弧書きは公務員負担分を除いた割合である。

# 将来の社会保障給付の見通し



(出典)内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(計画ベース・経済ベースラインケース)(2018年5月公表)

# 後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて

令和2年12月23日  
第138回社会保障審議会医療保険部会  
参考資料

- **令和4年度（2022年度）以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、今、最も重要な課題**である。
- その場合でも、何よりも優先すべきは、**有病率の高い高齢者に必要な医療が確保**されることであり、他の世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、**窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることが不可欠**である。
- **2割負担の所得基準、施行日、配慮措置**について政府・与党が協議して確認した。12月14日に全世代型社会保障検討会議の最終報告でとりまとめ。

## ① 2割負担の所得基準

**課税所得が28万円以上（所得上位30%（※1））及び年収200万円以上（※2）の方を2割負担の対象（対象者は約370万人（※3））**

（※1） 現役並み所得者を除くと23%

（※2） 単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上。また、収入基準額は、課税所得をもとに年金収入のみの世帯を前提に計算（対象者のほとんどが年金収入であるため、年金収入のみで収入基準額を計算）。

収入基準に該当するかどうかは、介護保険同様に「年金収入とその他の合計所得金額」が年収の下限の額を上回るかで判定

（※3） 対象者数の積算にあたっては、収入基準に該当するかも含めて計算。対象者約370万人が被保険者全体（約1,815万人）に占める割合は、20%。

## ② 施行日

施行に要する準備期間等も考慮し、**令和4年度後半**（令和4年10月から令和5年3月までの各月の初日を想定）で、政令で定める。

（次期通常国会に必要な法案の提出を図る）

## ③ 配慮措置

**長期頻回受診患者等への配慮措置**として、2割負担への変更により影響が大きい**外来患者**について、施行後**3年間**、1月分の負担増を、最大でも**3,000円に収まるような措置**を導入

（※） 窓口負担の年間平均が**約8.1万円⇒約10.6万円（+2.6万円）**（配慮措置前は約11.5万円で+3.4万円）

（参考）財政影響（2022年度満年度）

給付費	後期高齢者支援金 (現役世代の負担軽減)	後期高齢者保険料 (高齢者の負担軽減)	公費
▲1,930億円	▲740億円	▲190億円	▲1,010億円

※ 施行日が2022年度後半であることから、2022年度における実際の財政影響は満年度分として示している上記の財政影響よりも小さくなる。

# 窓口負担の見直しに係る財政影響（2025年度、満年度、保険者別）

給付費	後期高齢者支援金 (現役世代の負担軽減)	後期高齢者保険料 (高齢者の負担軽減)	公費
▲2,220億円	▲840億円	▲230億円	▲1,160億円



	後期高齢者支援金				
		保険料			公費
		事業主負担	本人負担		
総計	▲840億円	▲740億円	▲340億円	▲400億円	▲100億円
協会けんぽ	▲290億円	▲290億円	▲140億円	▲140億円	▲0億円
健保組合	▲280億円	▲280億円	▲150億円	▲130億円	-
共済組合等	▲90億円	▲90億円	▲40億円	▲40億円	-
国民健康保険	▲180億円	▲80億円	-	▲80億円	▲100億円

※1 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。  
 ※2 2020年度予算ベースを足下にし、2022年度までの人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。  
 ※3 実効給付率が変化した場合に経験的に得られている医療費の増減効果(いわゆる長瀬効果)を見込んでいる。  
 ※4 後期高齢者支援金のうち国保からの支援金には公費が含まれており、給付費の内訳の「公費」に計上している金額以外にも一定の公費に財政影響がある。  
 ※5 経過措置は施行後3年間。施行日が2022年度後半であることから、2025年度における実際の財政影響は満年度分として示している上記の財政影響よりも大きくなる。  
 ※6 「協会けんぽ」の欄には日雇特例を含む。「共済組合等」の欄には船員保険を含む。「国民健康保険」は市町村国保と国保組合の合計。

## 定額負担の対象病院拡大について

- 大病院と中小病院・診療所の外来における機能分化を推進する観点から、紹介状がない患者の大病院外来の初診・再診時の定額負担制度の拡充する必要がある。
- 現在、外来機能報告（仮称）を創設することで、**新たに「紹介患者への外来を基本とする医療機関」**（「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）を地域で基幹的に担う医療機関）を、**地域の実情を踏まえつつ、明確化**することが検討されている。
- 紹介患者への外来を基本とする医療機関は、紹介患者への外来医療を基本として、状態が落ち着いたら逆紹介により再診患者を地域に戻す役割を担うこととしており、こうした役割が十分に発揮され、保険医療機関間相互間の機能の分担が進むようにするために、**当該医療機関のうち、現在選定療養の対象となっている一般病床数200床以上の病院を、定額負担制度の徴収義務対象に加える**こととする。

現在の定額負担  
(義務)対象病院

現在の定額負担  
(任意)対象病院

病床数(※)	特定機能病院	地域医療支援病院	その他	全体
400床以上	86 (1.0%)	328 (3.9%)	124 (1.5%)	538 (6.4%)
200～399床	0 (0%)	252 (3.0%)	564 (6.7%)	816 (9.7%)
200床未満	0 (0%)	27 (0.3%)	7,031 (83.6%)	7,058 (83.9%)
全体	86 (1.0%)	607 (7.2%)	7,719 (91.8%)	8,412 (100%)

拡大  
紹介患者への  
外来を基本と  
する医療機関

出典：特定機能病院一覧等を基に作成（一般病床規模別の病院数は平成29年度医療施設調査より集計）

※ 病床数は一般病床の数であり、特定機能病院は平成31年4月、地域医療支援病院は平成30年12月時点。

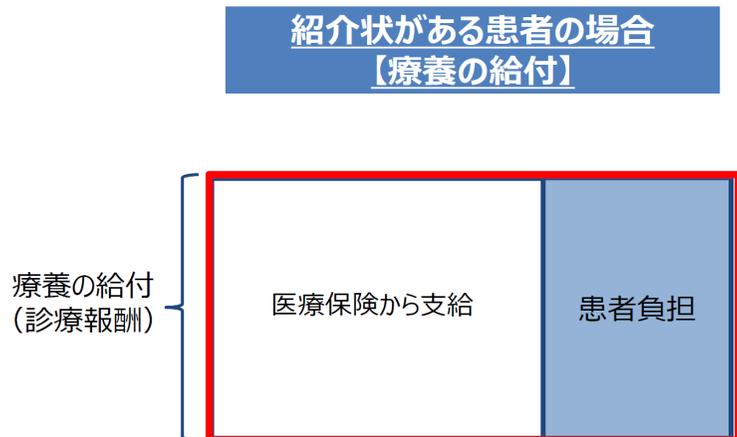
## 大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡充について

### 見直し案

- 患者が安心して必要な医療機関を受診できる環境を作り、診察の待ち時間を減らすためには、患者自身が医療機関の選択等を適切に理解して医療にかかること（上手な医療のかかり方）が必要。
- **日常行う診療はかかりつけ医機能を担う身近な医療機関**で受け、**必要に応じて紹介を受けて**、患者自身の状態にあった他の医療機関を受診し、**さらに逆紹介によって身近な医療機関に戻るという流れをより円滑にする**ため、**現行の紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担（選定療養）を以下のように見直し**てはどうか。
  - ① **新たに設けられる「紹介患者への外来を基本とする医療機関」にも、対象医療機関を拡大**する。  
※一般病床200床以上のみ
  - ② **かかりつけ医機能を担う地域の医療機関を受診せず、あえて紹介状なしで大病院を受診する患者の初・再診については、一定額を保険給付範囲から控除**し、同額以上に定額負担の額を増額する。（例外的・限定的な取扱）  
※一定額の例：初診の場合、少なくとも生じる程度の額として2,000円  
※外来初診患者数全体に占める定額負担徴収患者の比率は、定額負担5,000～7,000円の場合は10.9%であるが、7,000円～10,000円の場合は5.3%
  - ③ さらに、**大病院からかかりつけ医機能を担う地域の医療機関への逆紹介を推進**するとともに、**再診を続ける患者への定額負担を中心に、除外要件の見直し等**を行う。

外来機能分化に沿った受診

例外的・限定的な取扱

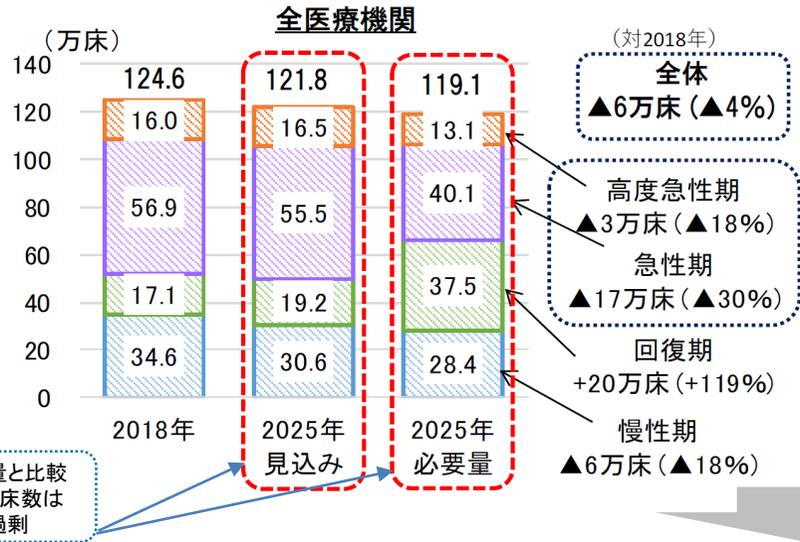


※ 現行の算定額から一定額を控除した額を基準として選定療養費を支給

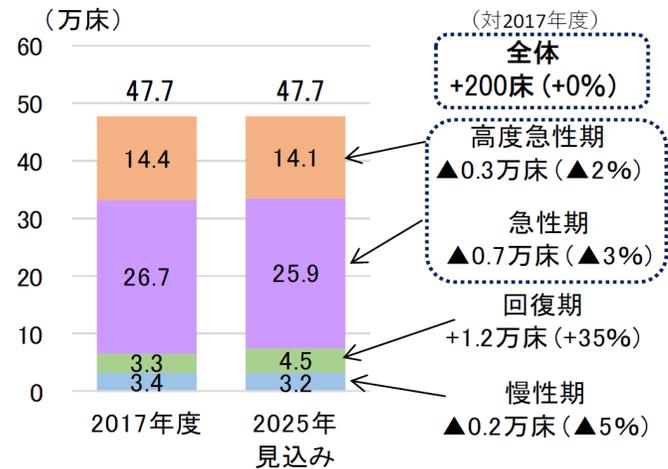
# 地域医療構想の現状について

- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。(医療介護総合確保推進法に基づき都道府県が策定。2016年度中に全団体策定済)
- 2017年度以降、個別の病院名や転換する病床数等の「具体的対応方針」の速やかな策定に向けて、概ね二次医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設けて具体的に議論。(公立病院95%、公的医療機関等98%が策定済(2019.3時点))
- 現状、同方針に基づく公立・公的医療機関等の2025年の病床見込み数は、2025年にあるべき病床の必要量と乖離。
- 「骨太方針2019」に基づき、厚生労働省が令和元年9月末に具体的対応方針の再検証を求めるものとして、424の公立・公的医療機関名を公表し、各都道府県知事あてに「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」(令和2年1月17日付け医政局長通知)を発出。
- その後、新型コロナの感染状況を踏まえ、「骨太方針2020」に基づき、再検証等の期限を含め、厚生労働省において改めて整理。

## 【機能別病床数の2025年見込みと必要量の比較】



## 公立病院、公的医療機関等の具体的対応方針の集計



※経済財政諮問会議(R1.5.31)民間議員提出資料より抜粋

### ◎経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 抄

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中に対応方針の見直しを求める。

### ◎経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 抄

感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。その際、地域医療構想調整会議における議論の活性化を図るとともに、データに基づく医療ニーズを踏まえ、都道府県が適切なガバナンスの下、医療機能の分化・連携を推進する。

# 新経済・財政再生計画 改革工程表2020(抄)

(令和2年12月18日 経済財政諮問会議決定)

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合【2025年度に100%】(実際に増減された病床数/地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数(病床機能報告))</p> <p>○介護療養病床の第8期計画期末までのサービス減量【2023年度末に100%】(2021年1月から2023年度末までに廃止した介護療養病床数/2021年1月の介護療養病床数。厚生労働省「病院報告」)</p>	<p>○地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2020年度冬の感染状況を見ながら、具体的な工程の設定について検討することとしており、その結果を踏まえて指標を改めて設定】</p> <p>○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院で、再検証要請対象医療機関とされた医療施設のうち、地域医療構想調整会議において具体的対応方針について再度合意に至った医療施設の病床の割合【(同上)】</p>	<p>29. 地域医療構想の実現</p> <p>i. 地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携の取組を促進する</p> <p>a. 今般の新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見(医療機関の対応状況等に関するデータ分析を含む。)を踏まえ、今後の新興感染症等の感染拡大時に必要な対策(医療機関・病床等の確保、マンパワーの確保等)が機動的に講じられるよう、新興感染症等対応を「医療計画」の記載事項として位置付けるための法制上の措置を講じる(第8次医療計画～)。</p> <p>b. これを前提に、中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み(病床必要量の推計など)を維持しつつ、着実に取組を進めていく。</p> <p>各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行い、2020年度冬の感染状況を見ながら、以下の取組に関する具体的な工程の設定について検討する。その際、2025年以降も継続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画(2024年度～2029年度)の策定作業が進められることから、2022年度中を目途に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証</li> <li>民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定(策定済の場合、必要に応じた見直しの検討)</li> </ul> <p>c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要なと考えられる情報・データの利活用の在り方、地域医療構想調整会議等における議論の状況の「見える化」やフォローアップの在り方等について、法制上の位置付けも含め、自治体と丁寧に検討の上、地域医療構想を着実に進めるために必要な措置を講ずる。</p> <p>d. 第8次医療計画における記載事項追加(新興感染症等対応)等に向けて、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。</p> <p>e. 地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。</p> <p>f. 介護療養病床について、2023年度末の廃止期限に向け、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会における検討結果も踏まえ、基準や報酬、予算事業等を組み合わせた移行支援を行う。&lt;厚生労働省&gt;</p>			
				<p>29. 地域医療構想の実現</p> <p>ii. 病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討</p> <p>a. 地域医療介護総合確保基金の活用状況の検証結果を踏まえ、病床のダウンサイジング支援の追加的方策について検討し、その結果に基づき所要の措置を講じる。</p> <p>b. 介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換状況を踏まえ、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討の結果に基づき、取組を推進。&lt;厚生労働省&gt;</p>	

# 地域医療確保に関する国と地方の協議の場について

## 1. 開催趣旨

2025年の地域医療構想の実現に向け、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含め三位一体で推進し、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けて、総合的な医療提供体制改革を実施する必要がある。そのためには、国と地方が共通の認識をもって取組を進めることが重要であることから、地域医療確保に関する事項について協議を行うため、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」（以下「協議の場」という。）を開催する。

## 2. 構成

全国知事会	平井 鳥取県知事（社会保障常任委員長）
全国市長会	立谷 相馬市長（全国市長会会長）
全国町村会	山崎 岡山県鏡野町長（全国町村会理事）
厚生労働省	山本 副大臣 迫井 医政局長
総務省	熊田 副大臣 内藤 自治財政局長

## 3. 協議事項

- ① 地域医療構想
- ② 医師の地域偏在対策
- ③ 医師の働き方改革

## 4. 開催実績

令和元年10月4日	第1回	議題：地域医療構想等について
11月12日	第2回	議題：地域医療構想に関する地方との意見交換について、民間病院データについて、医師偏在対策について、厚生労働省及び総務省の財政支援策及び概算要求の内容について
12月24日	第3回	議題：地域医療構想に係る令和2年度予算及び地方財政措置について、地方に対する再検証要請について、民間病院データの提供方法について
令和2年2月26日	第4回	議題：医師偏在対策について
10月29日	第5回	議題：新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域医療構想の考え方について

# 保健所の恒常的な人員体制強化

- 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化(現行の1.5倍に増員)するために必要な地方財政措置を講ずる

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) 登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を2年間で約900名増員(現行の1.5倍に増員)

## 保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

(現行)  
約 1,800 名(全国数)



(R3年度)  
約 2,250 名



(R4年度)  
約 2,700 名

普通交付税措置:標準団体(人口170万人、保健所数9カ所)の措置人数を  
現行24名から2年間で36名に増員(1.5倍)

※ 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組(令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抄)

### 5. 保健所体制の整備

都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンク(リスト化、定期的な研修実施等)の創設、保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置を検討する。

※ 厚生労働省において「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を改正し、保健所に新たに必要となる機能等を位置付け、地方公共団体に保健所体制強化を促す予定

### (参考)保健所体制に関する自治体調査(令和2年9月総務省・厚生労働省)

- 保健所において感染症対応業務に従事する保健師の全国数 → 1,786名(平成31年4月1日時点)

#### <今後の意向>

- 感染症対応業務に係る体制強化 → 全自治体の76%が「予定あり」又は「検討中」
- 体制強化のスケジュール → 単年度で実施予定:42%、複数年度で段階的に実施予定:47%
- 特に強化が必要な内容 → 全自治体の76%が「保健師の増員」と回答

# 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント

## （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

### 児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人※1	+ 790人程度
保健師	100人※3	→	各児童相談所※2	+ 110人程度
合計	4,690人	→	7,620人	+ 2,930人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

### 市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

## 令和3年度 児童虐待防止対策に係る主な地方財政措置

### ● 児童福祉司等の増員

- 児童福祉司及び児童心理司について、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の目標年度（2022年度）の水準を1年前倒して増員するため、下記のとおり標準団体における普通交付税措置を拡充

【道府県の標準団体（人口170万人）当たり】（款）社会福祉費（細目）児童福祉費（細節）児童相談所費

区 分	令和2年度	令和3年度	増 員
児童福祉司	63人	70人	+7人
児童心理司	24人	29人	+5人
保健師	3人	3人	-
合計	90人	102人	+12人

※地方財政計画上、児童福祉司を4,698人から5,260人に（+562人）、児童心理司を1,792人から2,150人（+358人）に増員

## 背景

- 災害発生時には、高齢者や障害者等、自ら避難することが困難な者の避難の支援が重要。  
(東日本大震災において、高齢者は死者の約65%を占め、障害者の死亡・行方不明者の割合は健常者の約2倍)
- このため、平成25年に災害対策基本法の一部改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月内閣府(防災担当))においては、一人ひとりの支援体制を確保するため、具体的な避難支援方法等について個別計画を策定することが望ましいとされた。
- しかし、避難行動要支援者名簿に掲載された者について個別計画を作成していない市区町村もあり、また近年の災害における被害は依然として高齢者に集中している。
- そのため、次期通常国会に提出される予定である「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」により「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)に個別避難計画(仮称)を位置付ける予定。

(参考) 避難行動要支援者名簿作成済1,687団体のうち、名簿掲載者の個別計画を作成している市区町村数(割合)  
(令和元年6月1日 消防庁調べ)

全部作成済	一部作成中	未作成
208団体	862団体	650団体
12.1%	50.1%	37.8%

## 地方財政措置

- 個別避難計画(仮称)作成に要する経費については、新たに普通交付税(市町村分)の「包括算定経費(人口)－総務費－(5)防災諸費」により措置。

## 地域デジタル社会推進費（仮称）の創設

○ 光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上

【事業期間】 令和3・4年度

【事業費】 各年度2,000億円

※ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用

### 地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーマーション支援

### 地方交付税措置

#### 【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費(仮称)」を臨時費目として創設し、地域社会全体のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定

#### 【算定額】

令和3年度及び令和4年度 各年度2,000億円程度  
（うち 道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

# 地域デジタル社会推進費 取組事例集

## 目次

### 1 デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

- ・ 高齢者を対象としたスマートフォン体験講座の開催（東京都日野市）
- ・ 高齢者や地域住民を対象としたオンライン申請講座等の開催（石川県加賀市）
- ・ 高齢者を対象としたスマートフォン活用等に関する相談会の開催（福井県福井市）

### 2 地域におけるデジタル人材の育成・確保

- ・ 高齢者等のICT活用を推進するためのデジタル活用支援員の育成（石川県鹿島郡中能登町）
- ・ 産官学連携によるデジタル人材の育成・確保（宮崎県都城市）
- ・ プログラミング教育によるデジタル人材育成と創業支援（沖縄県沖縄市）

### 3 条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

- ・ ウェブサイトを活用した相乗りマッチング（北海道天塩町）
- ・ 獣感知センサー・罟捕獲センサーを活用した鳥獣被害対策（長野県塩尻市）
- ・ クラウドTV/Web会議システムを活用した遠隔授業（岐阜県郡上市）

# 地域デジタル社会推進費 取組事例集

## 目次

### 4 デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

- ・ GPS・IoTデータを活用した道路・観光情報の発信(静岡県静岡市)
- ・ テレワークを活用した母親雇用創出(奈良県葛城市)
- ・ 空き家等のシェアリングエコノミーを活用した長期滞在型旅行の推進(島根県津和野町)

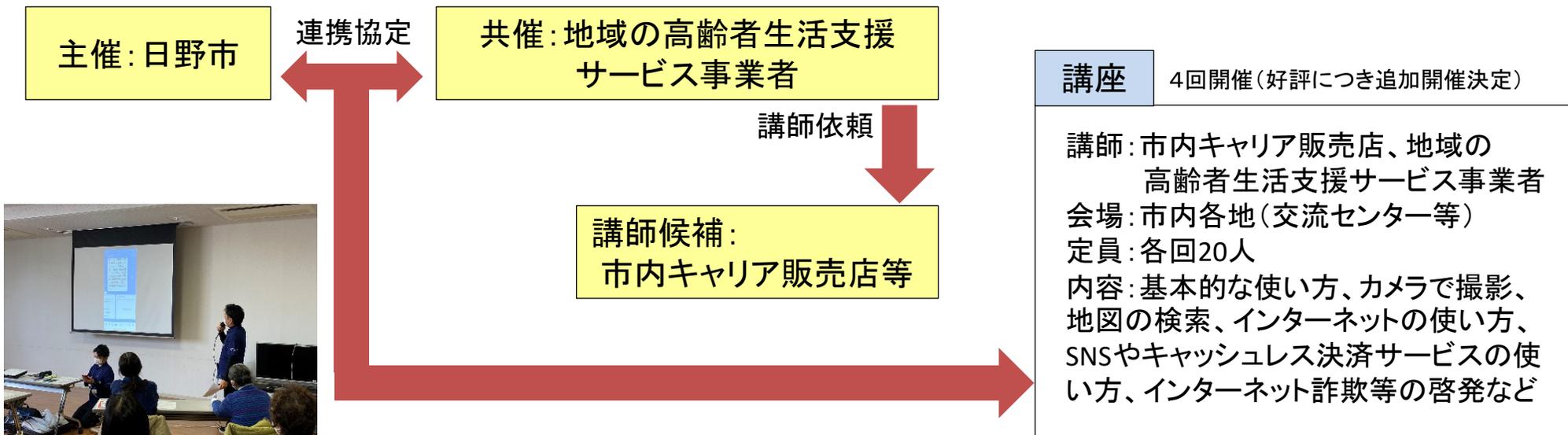
### 5 デジタル技術を活用した安心・安全の確保

- ・ ドローンを活用した津波避難広報(宮城県仙台市)
- ・ 投稿アプリを活用したインフラ破損情報の収集(千葉県千葉市)
- ・ 5Gを活用した高精細画像等による遭難者の捜索(長野県駒ヶ根市)

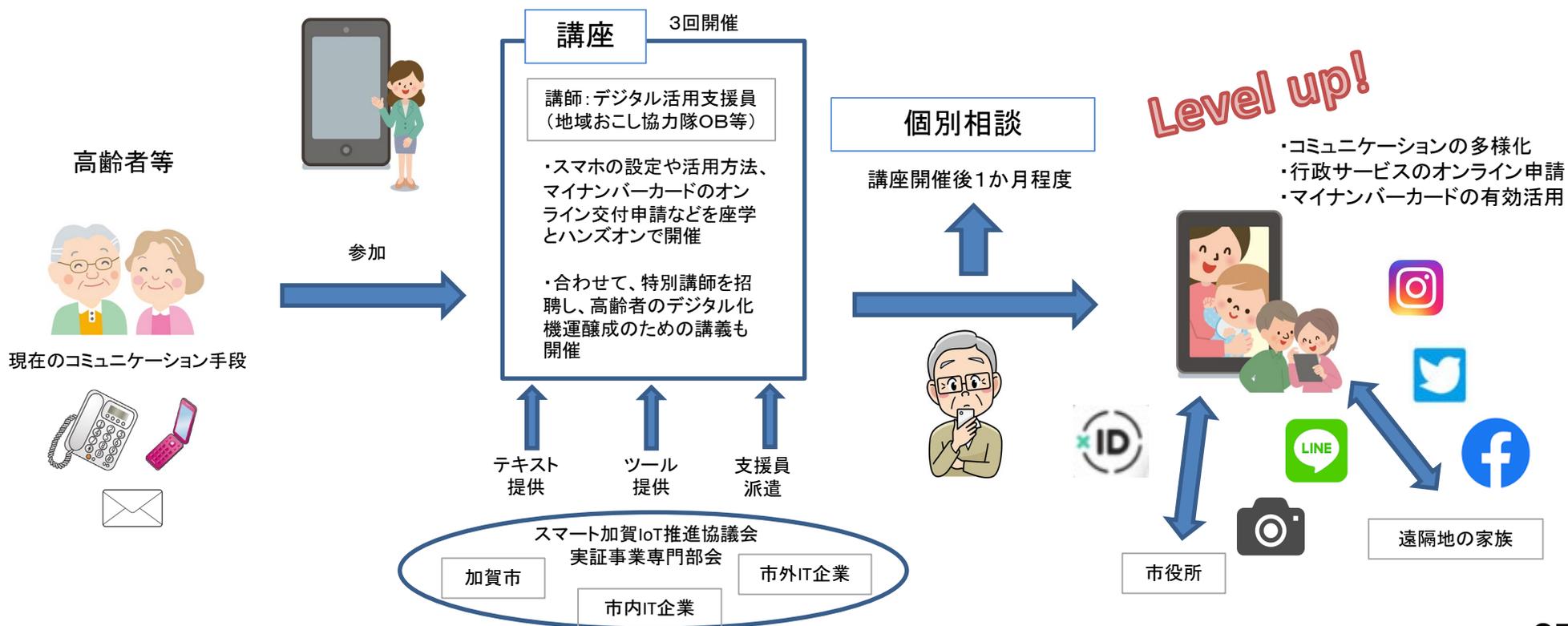
### 6 中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

- ・ AI画像解析等による工場での目視確認・検査の自動化(群馬県)
- ・ デジタル化に関する専門家への相談支援(長野県)
- ・ センサーとドローンを活用した水稻の高品質安定生産(高知県高岡郡四万十町)

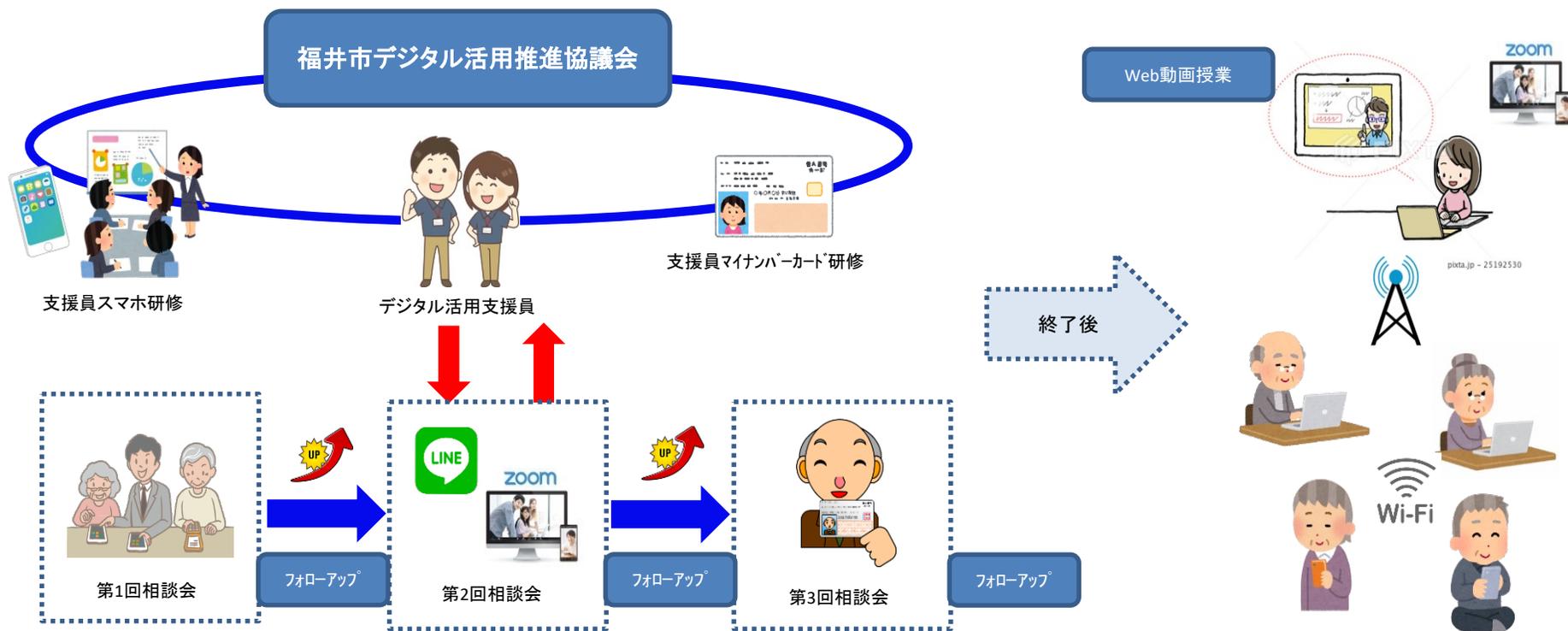
柱立て	デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援
事業名	高齢者を対象としたスマートフォン体験講座の開催
実施地域	東京都日野市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな日常生活への対応として、シニア初心者向けスマホ体験講座を市内の各交流センター等で開催。併せて、防災・福祉情報をシニア層へ更に行き届かせるため、市の公式SNSアカウントを周知し、シニア世代の登録を促進するとともに、キャッシュレス決済サービスの普及促進による市内事業者支援も目的とする。</li> <li>※ 高齢者支援や生涯学習を目的とし、スマホの使い方を教えられるシニアを育てるスマホマイスター養成講座を開催。将来的には、講座で育成したボランティア講師による高齢者スマホ教室の開催や出張講座を想定。</li> </ul>



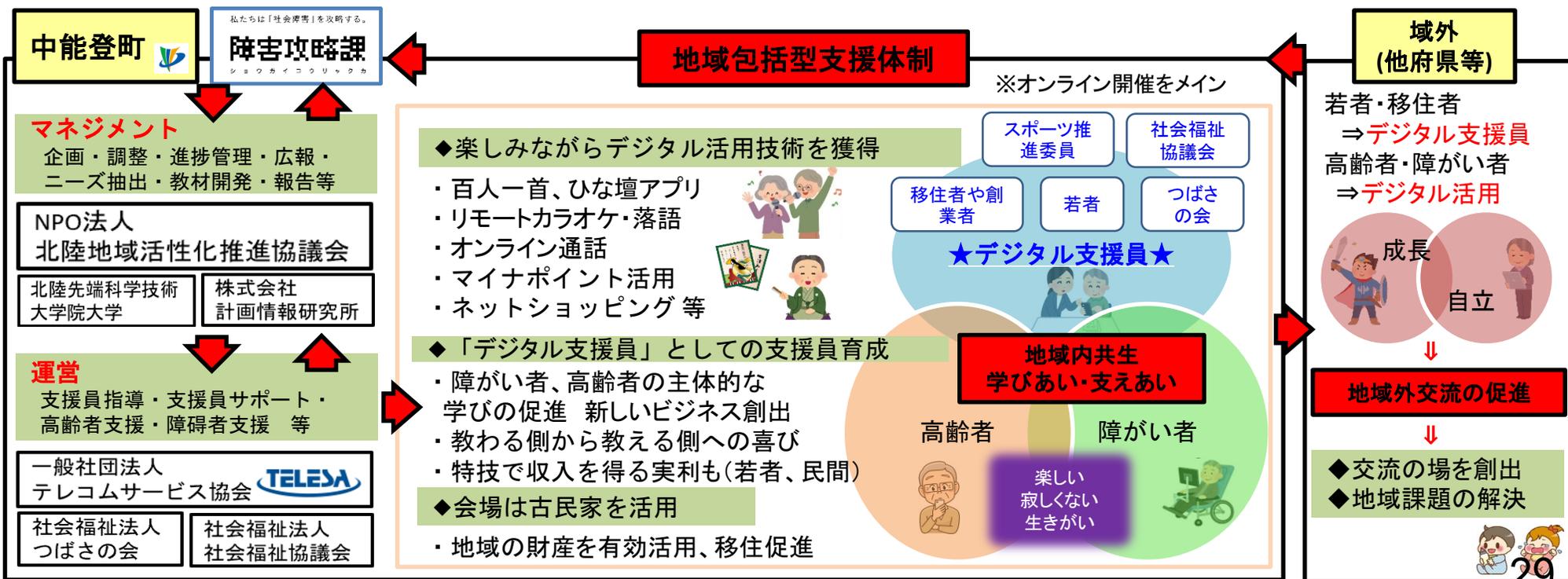
柱立て	デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援
事業名	高齢者や地域住民を対象としたオンライン申請講座等の開催
実施地域	石川県加賀市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォン初心者の高齢者を主な対象者としてハンズオンセミナーを開催し、マイナンバーカードのオンライン交付申請促進による取得率向上やマイナンバーカードを活用した行政サービスのオンライン申請を推進。</li> </ul>



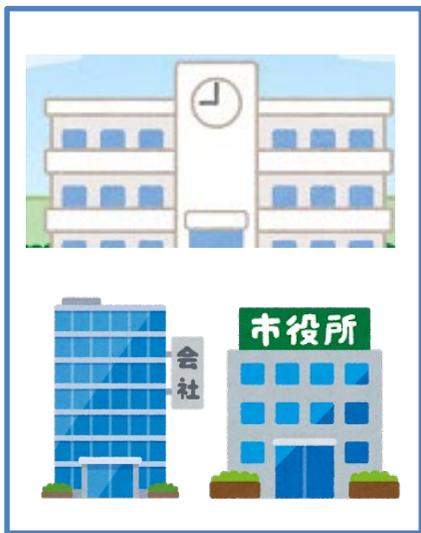
柱立て	デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援
事業名	高齢者を対象としたスマートフォン活用等に関する相談会の開催
実施地域	福井県福井市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>福井市全域の高齢者を対象とし、スマートフォンの利用方法およびキャッシュレス決済やマイナンバーカード制度、Web動画について相談会を実施。</li> <li>高齢者が自立的・積極的にICT機器の利活用を進めていけるよう、希望者にはWeb動画授業を体験できるシステムを構築。</li> </ul>



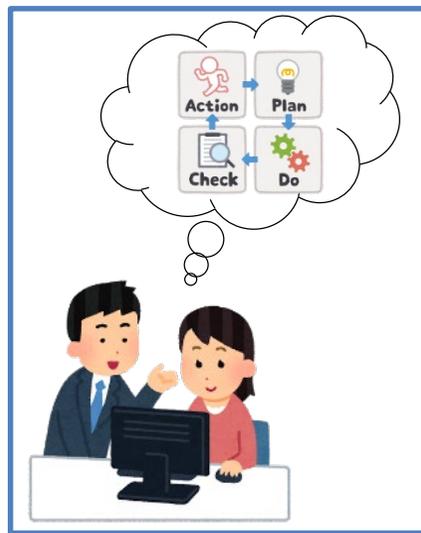
柱立て	地域におけるデジタル人材の育成・確保
事業名	高齢者等のICT活用を推進するためのデジタル活用支援員の育成
実施地域	石川県鹿島郡中能登町
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>中能登町で新しいビジネスとして働きたいと思う意識の高い若者、子育て中の母親、移住者、高齢者などが「デジタル活用支援員」として活躍できるようマネジメント・運営を実施。</li> <li>高齢者や障がい者がデジタル活用技術を獲得することにより、3世代交流を含めた持続可能な多世代型共生社会実現の一翼を担う。</li> </ul>



柱立て	地域におけるデジタル人材の育成・確保
事業名	産官学連携によるデジタル人材の育成・確保
実施地域	宮崎県都城市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業、携帯電話販売店、学校法人、自治体といった「産学官」の連携体制により、高齢者や障がい者のニーズに沿った相談会を実施。</li> <li>・ 相談会における支援員は、学生を中心としつつ幅広く募集するとともに、講座内容に応じた専門家による支援員研修を受講。</li> <li>・ マイナンバーカード申請補助やマイナポイント申込支援を実施するとともに、相談会以外でも、随時の支援を可能とする体制を構築。</li> </ul>



「産官学」の連携により  
相談会を実施



支援員は講座内容に  
応じた研修を受講

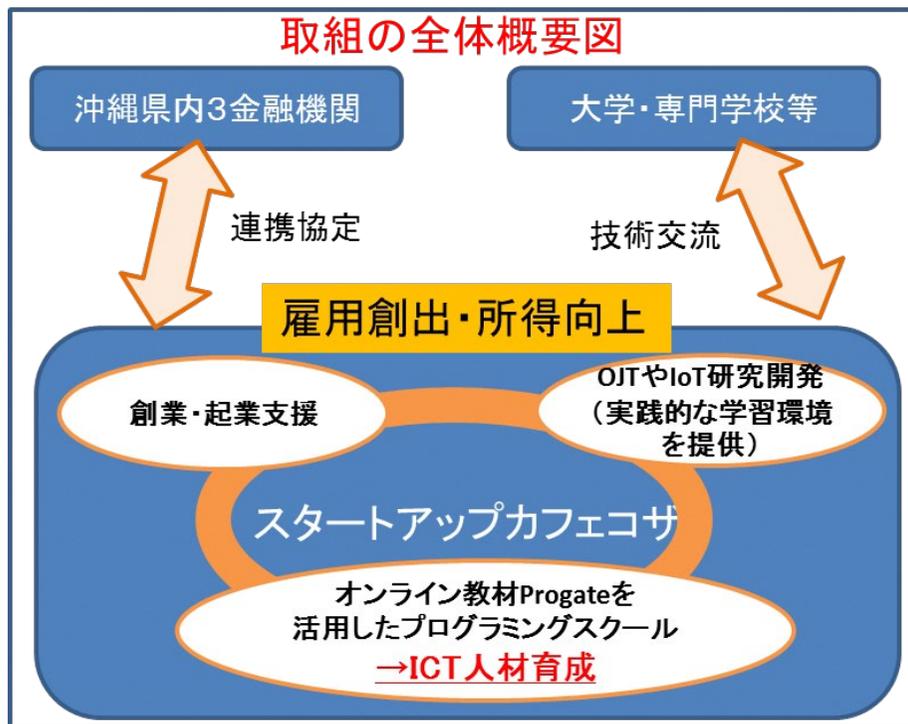


相談会以外でも  
随時支援



マイナンバーの利活用も  
あわせて推進

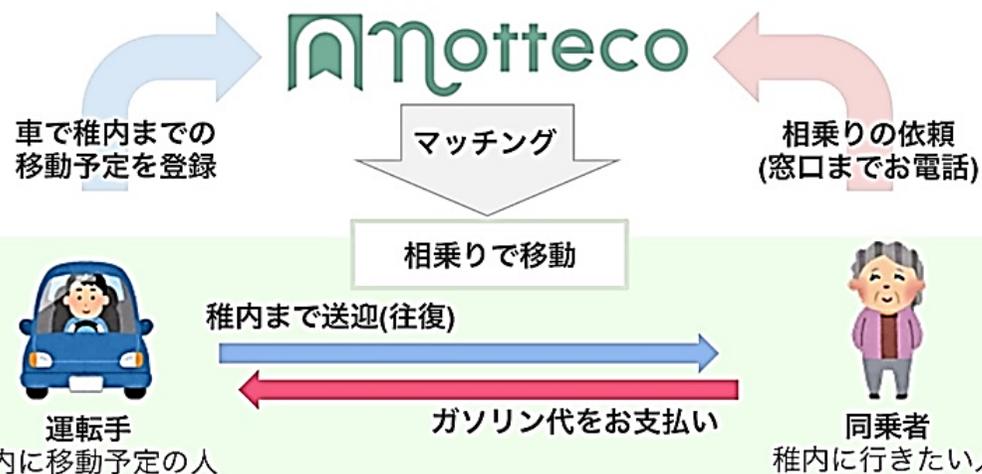
柱立て	地域におけるデジタル人材の育成・確保
事業名	プログラミング教育によるデジタル人材育成と創業支援
実施地域	沖縄県沖縄市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心街市街地に「スタートアップカフェコザ(現:スタートアップラボ ラグーン)」を開設し、各種セミナーやイベントなどを数多く企画・開催し、人材育成を推進。</li> <li>・ プログラミングスクールでは、オンラインプログラミング学習教材「Progate」を導入し、ひとり親や学生でも個別の進捗に合わせた学習が可能。</li> <li>・ OJTや大学等と連携したIoT研究開発事業等も行い、スクールカリキュラムと組み合わせることで、実戦的な学習環境の提供を実施。</li> </ul>



スクール風景



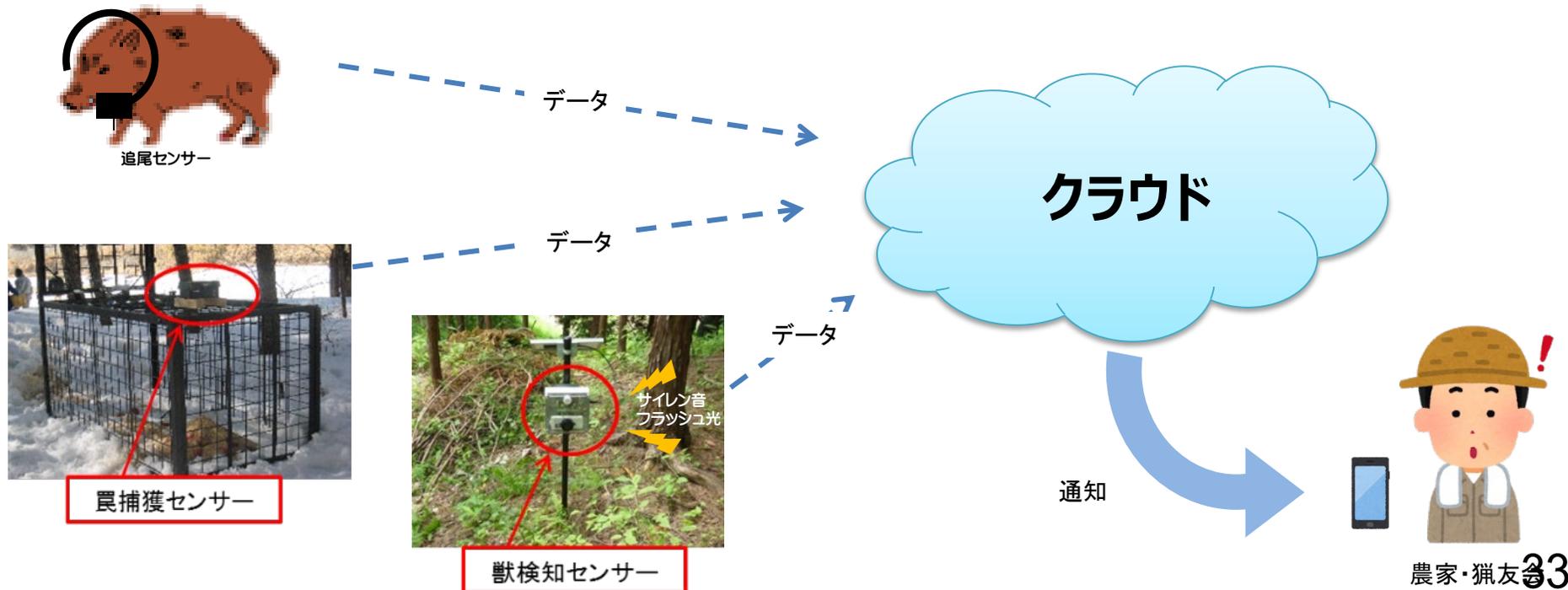
柱立て	条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化
事業名	ウェブサイトを活用した相乗りマッチング(notteco)
実施地域	北海道天塩町
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>相乗りプラットフォーム「notteco」を活用して、マイカー空席を「見える化」することで、天塩町と稚内市との間を住民同士の車の相乗りで移動できる仕組みを構築。</li> <li>車で移動する際の空いている席をシェアすることで、運転手にとってはガソリン代の節約になり、同乗者にとってはこれまで行けなかった場所への移動が可能になる。</li> </ul>



天塩町 - 稚内間のドライブ一覧

天塩町 → 稚内市のドライブ		稚内市 → 天塩町のドライブ	
2018-01-10 08:15:00 北海道天塩郡天塩町→北海道稚内市 稚内(平日)に生車で運転しています。	一人あたり 300 乗客の座席数 1/2	2018-01-10 17:00:00 北海道稚内市→北海道天塩郡天塩町 稚内(平日)に生車で運転しています。	一人あたり 300 乗客の座席数 1/2
とある		とある	
2018-01-11 08:00:00 北海道天塩郡天塩町→北海道稚内市 稚内市内にいざなひ	一人あたり 300 乗客の座席数 2/2	2018-01-11 12:00:00 北海道稚内市→北海道天塩郡天塩町 稚内市内にいざなひ	一人あたり 300 乗客の座席数 2/2
先生		先生	
2018-01-11 08:15:00 北海道天塩郡天塩町→北海道稚内市 稚内(平日)に生車で運転しています。	一人あたり 600 乗客の座席数 0/2	2018-01-11 17:00:00 北海道稚内市→北海道天塩郡天塩町 稚内(平日)に生車で運転しています。	一人あたり 600 乗客の座席数 0/2

柱立て	条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化
事業名	獣感知センサー・罠捕獲センサーを活用した鳥獣被害対策
実施地域	長野県塩尻市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害対策の一環として、長野県塩尻市内の水田周辺に各種センサーを設置。</li> <li>獣検知センサーが獣を検知すると、サイレン音やフラッシュ光により獣を駆逐するとともに、検知情報がクラウドを介して農家や猟友会に地図付きのメールで配信され、迅速な駆逐に寄与。</li> <li>罠捕獲センサーが獣の捕獲を検知すると、捕獲情報がクラウドを介して農家や猟友会に地図付きのメールで配信され、罠にかかった獣の迅速な撤去に寄与。</li> </ul>



柱立て	条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化
事業名	クラウドTV/Web会議システムを活用した遠隔授業
実施地域	岐阜県郡上市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラウドTV/Web会議システムを利用し、郡上市内の極小規模校における遠隔授業、郡上市内小中学校を接続した情報・校務ノウハウの共有、岐阜県白川町や東京都港区と連携した教育交流等を実施。</li> </ul>



### ①地域内遠隔授業

- ・複数の学校間で遠隔授業、遠隔のアクティブラーニングや地域内での交流活動を実現
- ・極小規模学校の課題である社会性・コミュニケーション力の育成

### ②校務用クラウド

- ・教員の会議・研修に利活用
- ・学校間の情報やノウハウを共有
- ・移動時間の減少により児童生徒とのコミュニケーション時間が増加。

### ③港区、白川町との連携

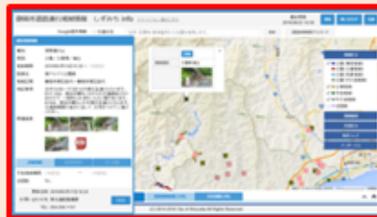
- ・東京都港区と交流学習の事前学習・事前交流会を遠隔で実施
- ・岐阜県白川町と遠隔教育に関する運用のノウハウの共有などの連携を実施

柱立て	デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進
事業名	GPS・IoTデータを活用した道路・観光情報の発信(しずみちinfo)
実施地域	静岡県静岡市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の道路を対象に災害や工事による通行止めなどの規制情報をウェブサイトで公開している「しずみちinfo」について、情報をWebAPIによりオープンデータ化し、リアルタイムで情報を提供するサービスを構築。</li> <li>道路情報に限らず観光情報やイベント情報など多様な行政情報を組み込みことが可能となることで、地域情報の発信力強化に寄与。</li> </ul>

今まで

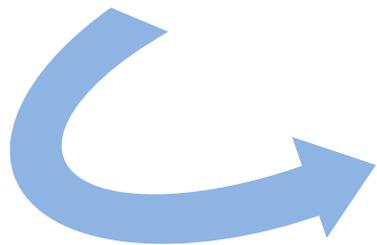
静岡市が保有する生活道路から幹線道路までの通行規制情報

公開サイトによる情報提供に限定



課題 ◎閲覧者のみが知る情報

◎ドライバーに情報提供できないか？



リアルタイム・オープンデータ化



柱立て	デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進
事業名	テレワークを活用した母親雇用創出(ママスクエア葛城店)
実施地域	奈良県葛城市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児を行う母親が大きな負担なく働ける環境として、キッズスペースとワーキングスペースを併設したサテライトオフィス「ママスクエア葛城店」を開設し、市内在住の母親が子育てしながら働ける環境を整備。</li> <li>取組を通じてこれまで育児に専念していた市内在住の母親約30名を新たに雇用し、テレワークを通じた子育てと両立可能な柔軟な働き方を実現。</li> </ul>

ワーキングスペース



キッズスペース

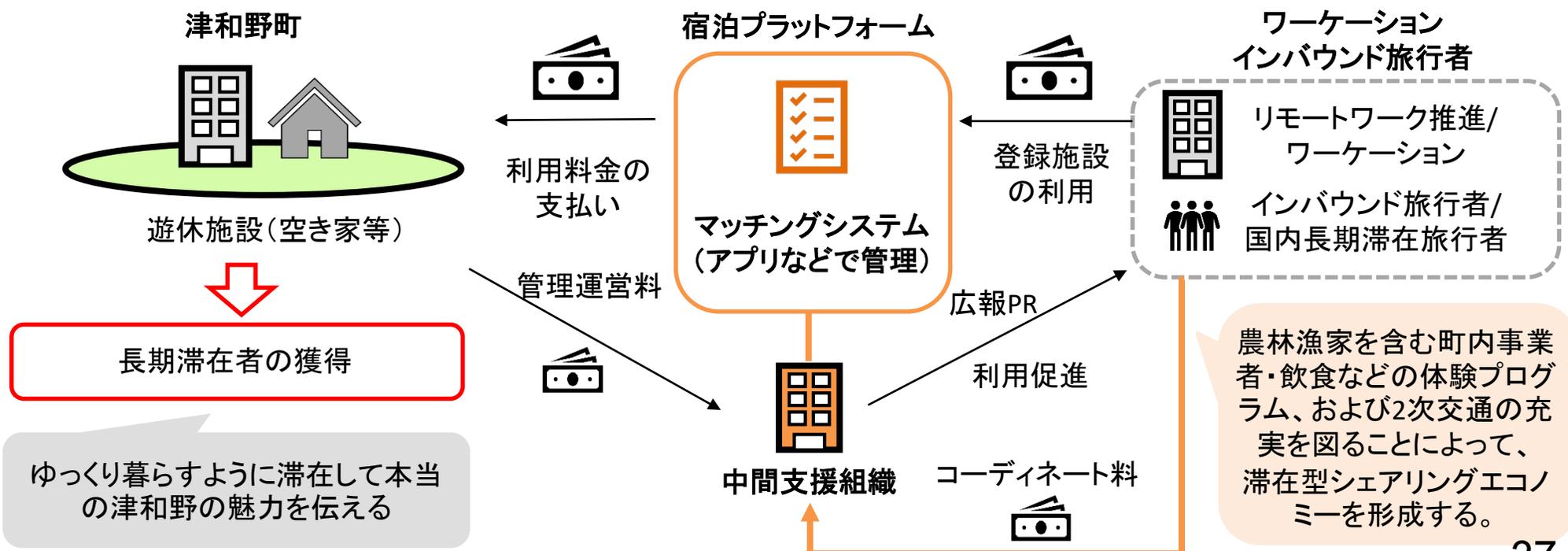


カフェスペース

ママスクエア葛城店イメージ

〔ワーキングスペースに同時に20名の母親が働けるテレワーク環境を整備  
キッズスペースに保育士資格を持つスタッフを配置して子どもを預かる〕

柱立て	デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進
事業名	空き家等のシェアリングエコノミーを活用した長期滞在型旅行の推進
実施地域	島根県津和野町
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家等をシェアリングエコノミーのサービスを活用することによって、長期滞在が可能な旅行スタイルを提案。</li> <li>・ 空き家等の利活用を行い、町事業者と連携した体験プログラムをコーディネートすることで、インバウンド旅行者や国内旅行者の中でも長期滞在者（ワーケーションなど）の獲得による地域経済の再生に寄与。</li> </ul>



柱立て	デジタル技術を活用した安心・安全の確保
事業名	ドローンを活用した津波避難広報
実施地域	宮城県仙台市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドローンに搭載したスピーカーやHDカメラやサーマルカメラにより、録音済み音声やリアルタイム音声データの配信、ドローンからのHD映像やサーマルカメラ映像を利用した上空からの監視を実施。</li> <li>・ 災害時の過酷な避難誘導活動における2次災害等のリスク軽減に寄与。</li> </ul>



沿岸部を飛行するドローン



ドローン監視制御システム

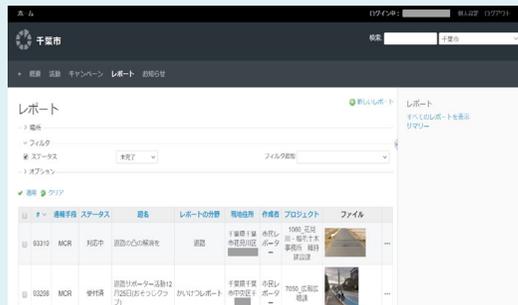
柱立て	デジタル技術を活用した安心・安全の確保
事業名	投稿アプリを活用したインフラ破損情報の収集(ちばレポ)
実施地域	千葉県千葉市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路が傷んでいる、公園の遊具が壊れているといった地域の課題をスマートフォンなどにより市民がレポートする「ちばレポ」をベースに新機能(IoTやAIを用いた道路舗装損傷の自動抽出など)を追加し、インフラ破損情報の収集を迅速化。</li> </ul>

### 市民による街の不具合の発見・自己解決に関する投稿

投稿アプリ (市民)



進捗管理画面 (行政)



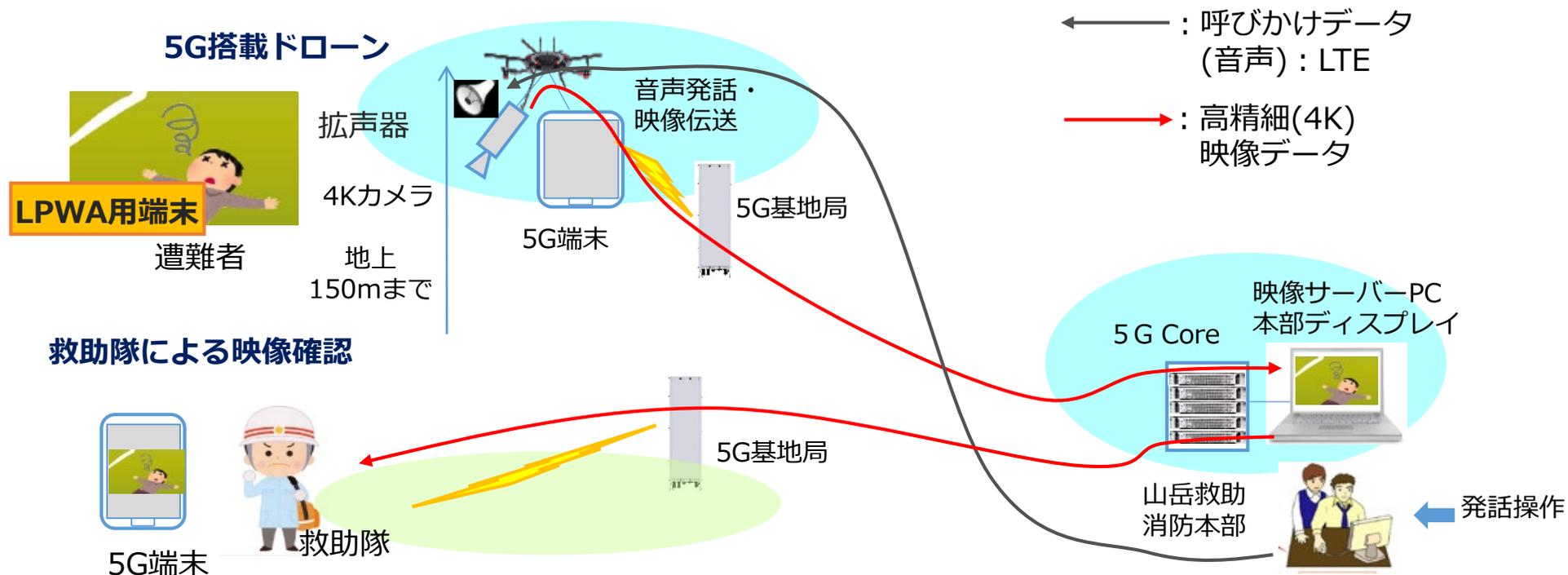
### 道路管理者による巡回時の道路損傷の自動検知



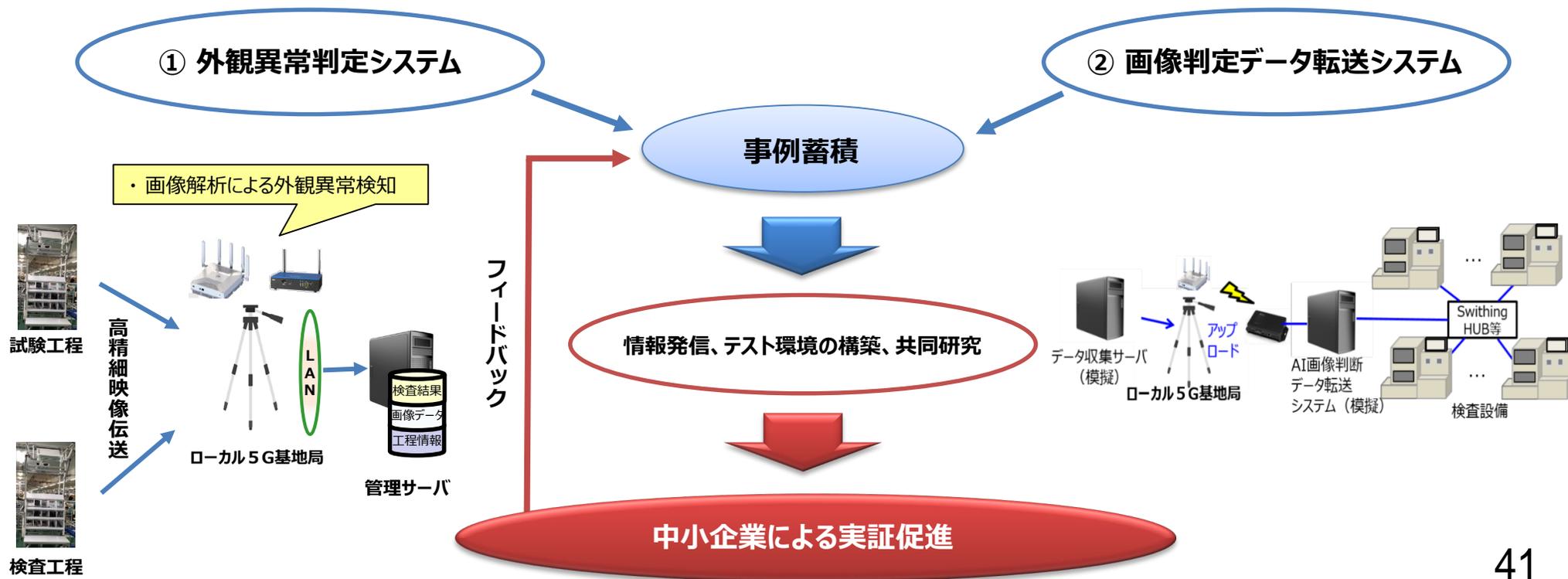
道路損傷自動検出アプリ



柱立て	デジタル技術を活用した安心・安全の確保
事業名	5Gを活用した高精細画像等による遭難者の搜索
実施地域	長野県駒ヶ根市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドローンに搭載した4K高精細カメラの映像を山岳救助消防本部に5Gでリアルタイムに伝送し、現場の状況確認や登山者の状態把握、ドローン搭載の拡声器による声掛けを行うとともに、救助隊が持つ5G端末に映像をリアルタイム伝送することで、迅速な救助活動につなげる。</li> </ul>



柱立て	中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援
事業名	AI画像解析等による工場での目視確認・検査の自動化
実施地域	群馬県
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小工場等におけるデジタル技術を活用した業務効率化や生産性向上を図るため、以下の検証等を実施。</li> <li>① 高精細映像やAI画像解析を活用した組立や検査工程における目視確認・検査作業の自動化</li> <li>② 複数の検査設備から取得する膨大な画像データ等のデータ転送</li> </ul>



柱立て	中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援
事業名	デジタル化に関する専門家への相談支援(中小企業ITお助け隊事業)
実施地域	長野県
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレワーク、オンライン会議、RPA、キャッシュレス対応等の実施を検討している中小企業等がIT専門家からの相談支援を受ける際の費用の一部を支援。</li> <li>・ 中小企業等によるIT活用やデジタル化の推進に寄与。</li> </ul>

### 例1 オンライン会議システムの導入支援

契約内容

単価 6,000 円/時  
時間 計 20 時間



単価 **500円/時**

企業負担額 **1万円**

### 例2 RPA※の導入支援

契約内容

単価 8,500 円/時  
時間 計 24 時間



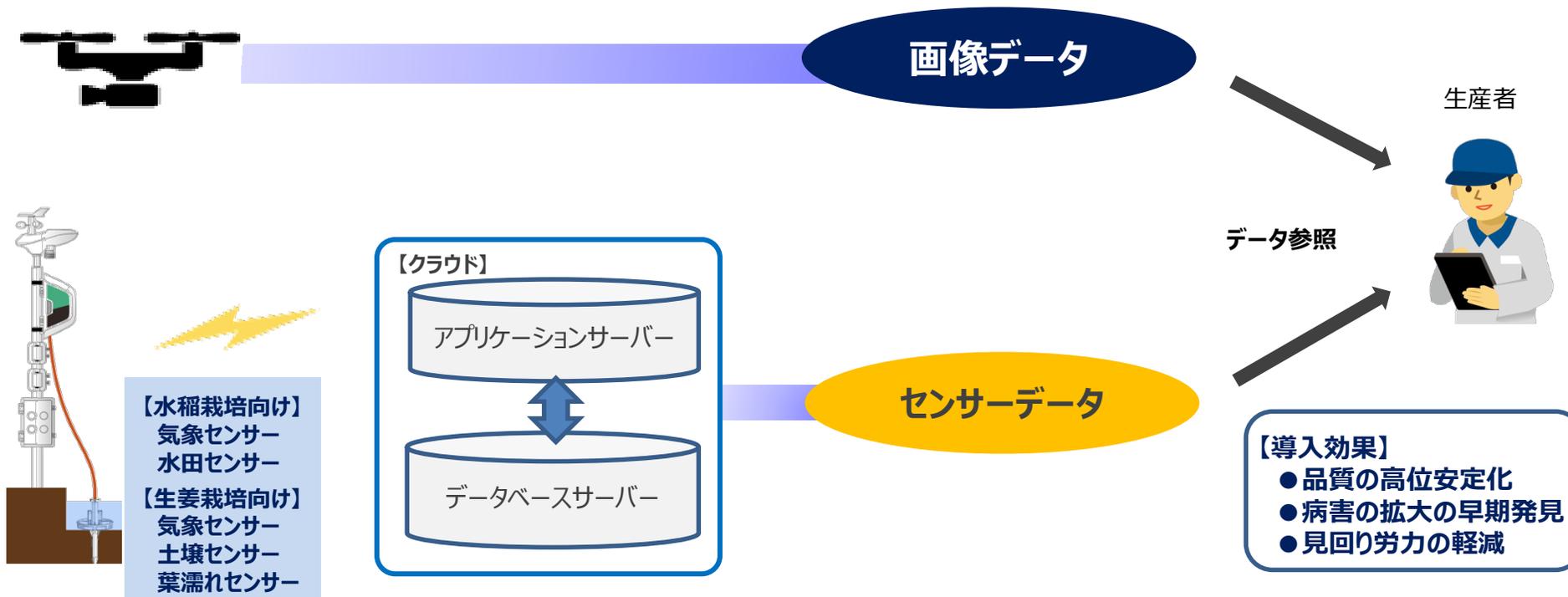
単価 **750円/時**

企業負担額 **1.8万円**

※RPA (Robotic Process Automation) : ロボットによる業務自動化

柱立て	中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援
事業名	センサーとドローンを活用した水稲の高品質安定生産
実施地域	高知県高岡郡四万十町
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ センサー(水田・気象観測)とドローン(空撮)を活用した農業プロジェクトを実施。</li> <li>・ センサーデータと画像データを生産者へ発信することで、水稲・生姜の品質の高位安定化と収穫増を目指す。</li> </ul>

ドローン (ハイパースペクトルカメラ搭載)



センサー (水田・気象観測)

# 離島における光ファイバの維持管理について

- 離島における光ファイバ整備を促進するため、「高度無線環境整備推進事業」の対象に離島地域の光ファイバの維持管理に要する経費が追加されることから、当該事業に係る地方負担について、特別交付税措置を拡充する。

## 1 高度無線環境整備事業(収支赤字への補助)

国費:36.8億円の内数

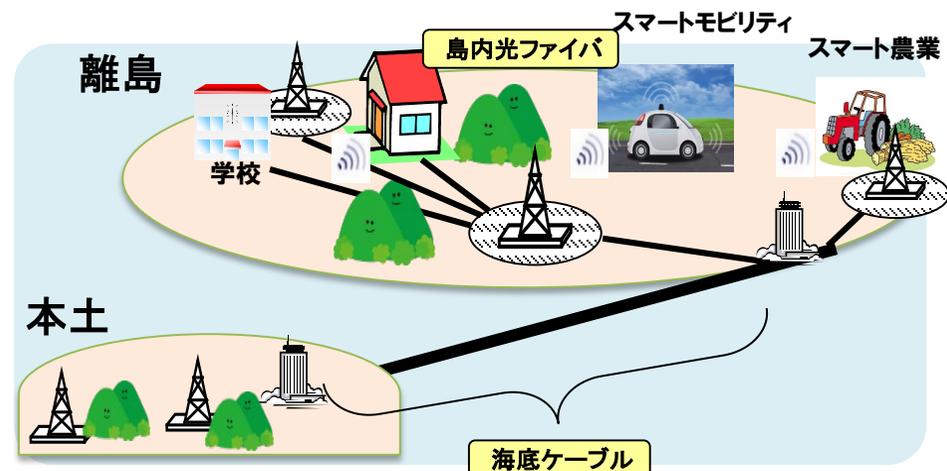
実施主体:全域離島、一部離島の市町村

補助率:1/2

対象:公施設(海底ケーブル等)の維持管理に係る収支赤字

期間:令和3年度～令和5年度まで

※ブロードバンドのユニバーサルサービス制度化を見込んだ時限措置



## 2 地方財政措置(特別交付税措置)の拡充

対象:高度無線環境整備推進事業(収支赤字への補助)に係る  
地方負担額

措置率:0.8(財政力補正なし)

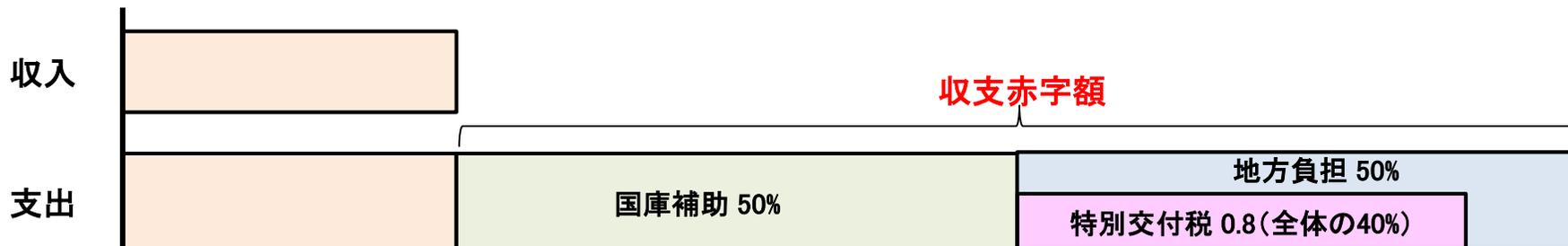
期間:令和3年度～令和5年度まで(国庫補助と同様)

### 【現行制度(市町村への措置)】

対象:条件不利地域における公施設の維持管理に係る  
収支赤字

措置率:0.5(財政力補正あり)

### 【参考】拡充後の措置(イメージ)



## ～学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備～

令和3年度予算額（案） 1兆5,164億円  
（前年度予算額 1兆5,221億円）

令和2年度第2次補正予算額 40億円

学校における働き方改革を進めるとともに、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、令和3年度においては3,141人の教職員定数を改善（振替2,000人を除く改善は+1,141人）。

GIGAスクール構想の下、一人一台端末の活用と少人数による指導体制を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。

・教職員定数の改善 +68億円（+3,141人）  
・人事院勧告による給与改定 ▲45億円  
・教職員定数の合理化減等 ▲35億円（▲1,615人）  
・教職員の若返り等による給与減 ▲2億円  
・教職員配置の見直し ▲43億円（▲2,000人）  
対前年度▲58億円

### 学校における働き方改革等

計 +2,397人

#### ○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人（加配定数）

##### ◆小学校専科指導の充実

義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,000人

教員の持ちコマ数の軽減や、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導など、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校を支援。

（※） 令和2年度予算編成過程において、指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のチーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残り4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直すこととした。（令和2年度、3年度の2年間で段階的に2,000人ずつ実施）

#### ○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人（基礎定数）

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +506人

◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 + 90人

◆初任者研修体制の充実 + 11人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲210人

### 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

+744人

#### ○少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

（内容）

少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図る。

（改善内容・改善数）

改善事項	改善総数	3年度改善数
35人学級の実現（小学校全学年）	12,449	519
少人数学級実現に伴う教職員配置の充実	1,125	225
・副校長・教頭の配置充実	(480)	(96)
・生徒指導・進路指導担当教員の配置充実	(165)	(33)
・事務職員の配置充実	(480)	(96)
計	13,574	744

（年次計画）

	R3	R4	R5	R6	R7	計
改善数	744	3,290	3,283	3,171	3,086	13,574

# 令和3年度の地方財政措置（学校のICT環境整備）

## 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30年度～令和4年度）【見直し】

- 「GIGAスクール構想」を踏まえ、インターネット接続回線の高速・大容量化に対応するために接続費用を増額するなど「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」（平成30年度～令和4年度）の内容が見直されたことに伴い、見直し後の計画に基づく学校におけるICT環境の整備に必要な経費について、引き続き地方交付税措置を講ずる。



## 授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金に対する地方交付税措置【新規】

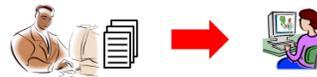
- 「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号）により創設された授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金に要する経費について、地方交付税措置を講ずる。

平成30年度著作権法の改正内容

その他の公衆送信全て

権利制限なし（許諾を得て利用）  
⇒無許諾・有償（補償金）に

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信  
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信（異時送信）



スタジオ型のリアルタイム配信授業



## 「GIGAスクール構想」に対応した教室用機の整備に係る地方交付税措置【新規】

- 「GIGAスクール構想」による1人1台端末に対応した新JIS規格の教室用機の整備に必要な経費について、地方交付税措置を講ずる。



## 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。<sup>(※)</sup> また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

※「GIGAスクール構想」（令和元年度補正予算及び令和2年度補正予算（1号））における一人一台端末の実現や高速大容量の通信ネットワーク環境の整備など、初等中等教育段階におけるICTを活用した教育の充実に向けた環境整備を踏まえ、2021～2022年度の計画を見直し。

### 目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**  
各普通教室**1台**、特別教室用として**6台**  
（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
- 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**

・1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現



- 上記のほか、学習用ツール<sup>(※)</sup>、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

### 標準的な1校当たりの財政措置額

#### 都道府県

高等学校費 **434** 万円（生徒642人程度）

特別支援学校費 **573** 万円（35学級）

#### 市町村

小学校費 **622** 万円（18学級）

中学校費 **595** 万円（15学級）

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額（単年度）を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

## 概要

- 公立高等学校の産業教育設備整備にかかる経費は、「産業教育振興法」（昭和26年法律第228号）等に基づき、国の補助金により支援していたが、平成17年度の三位一体改革により一般財源化され、以降一定水準の地方交付税措置が講じられている。
- 設備の老朽化による更新需要等の理由から、自治体における整備額は年々上昇している。
- 産業界においては、デジタルトランスフォーメーション等による設備のデジタル化の流れが一層加速することが予想される。
- 以上を踏まえ、地域の産業を担う人材育成を支える専門高校においても、より時代に即した人材育成を図ることができるよう産業教育設備の整備の充実を図る必要があるため、令和3年度より地方交付税措置を充実することとしている。

## イメージ

### <技術革新等により必要な設備整備>

- ・マルチコプター
- ・卓上型3Dプリンタ
- ・VR装置
- ・測量用GPS装置 など



【農業等】マルチコプター（ドローン）



【工業等】卓上型3Dプリンタ

### <老朽化設備の更新>

- ・トラクター
- ・田植え機
- ・フライス盤
- ・旋盤 など



【農業】トラクター



【工業】フライス盤

# 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

- 令和2年7月豪雨をはじめ、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生していることから、これらの防災工事の推進及び適切な維持管理が必要
- このため、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加

## 1. 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化

### (1) 防災重点農業用ため池の防災工事の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防災重点農業用ため池について、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
- ・ 上記対策によらずに実施する「防災重点農業用ため池緊急整備事業」（新設）について、令和3年度から令和7年度までの5年間、公共事業等債により措置（充当率90%、地方負担に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ）
- ・ 緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を800万円未満から4,000万円未満に拡充

### (2) 防災重点農業用ため池等の浚渫の推進

#### 【対象事業の拡充】

令和3年度から令和6年度までの4年間、緊急浚渫推進事業費の対象施設に、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を追加（地方財政法を改正）

※ 地方団体が策定する個別計画に、人家や農地への危険度や堆積土砂率を踏まえ、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた施設に係る浚渫

【事業費】 100億円（令和3年度） ※ 令和3～6年度の事業費（見込み）：400億円

（参 考）緊急浚渫推進事業債

＜対 象 事 業＞ 河川・ダム・砂防・治山・農業用ため池等

＜事 業 期 間＞ 令和6年度まで

＜地方財政措置＞ 充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

＜事 業 費＞ 1,100億円

＜ため池の防災工事(イメージ)＞



＜整備前＞



＜整備後＞

＜ため池の浚渫工事(イメージ)＞



## 2. 利水ダム等の事前放流の推進

利水ダム等の事前放流に伴い、一級水系の指定区間及び二級水系を管理する都道府県が行う損失補填に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.8、財政力補正なし）を講ずる

# 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置（イメージ）

令和2年度まで

令和3年度以降

## <国庫補助事業(3か年緊急対策分)>

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防災重点農業用ため池について、**防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置**

国庫補助(補助率1/2等)	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 又は 補正予算債 (充当率100%、交付税措置率50%)
---------------	---

国庫補助(補助率1/2等)	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 又は 補正予算債 (充当率100%、交付税措置率50%)
---------------	---

## <国庫補助事業(通常分)>

- 上記対策によらずに実施する「防災重点農業用ため池緊急整備事業」(新設)について、令和3年度から令和7年度までの5年間、**公共事業等債における地方負担に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引き上げて措置**

国庫補助(補助率1/2等)	公共事業等債 (充当率90%、交付税措置率20%)	一般財源 10%
---------------	------------------------------	-------------

国庫補助(補助率5.5/10等)	公共事業等債 (充当率90%、交付税措置率45%)	一般財源 10%
------------------	------------------------------	-------------

※ 交付税措置率は地方負担分に対する割合

※ 交付税措置率は地方負担分に対する割合

## <地方単独事業>

- **緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を800万円未満から4,000万円未満に拡充**

緊急自然災害防止対策事業債 (充当率100%、交付税措置率70%)
--------------------------------------

※事業費800万円以上は国庫補助事業、それ未満は地方単独事業

事務連絡  
令和3年1月22日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課  
各都道府県農政担当課 } 御中

総務省自治財政局 調整課  
地方債課  
農林水産省農村振興局整備部 設計課

防災重点農業用ため池の防災工事の推進について (周知)

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 (令和2年法律第56号) に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事の集中的かつ計画的な推進を図るため、これらの防災工事に係る地方負担について、地方財政措置を拡充することとしているので、下記のとおりお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対しても、本事務連絡について周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 拡充内容

「2. 対象事業」に該当する事業について、その地方負担に公共事業等債を充当する場合、「災害関連」と位置付け、本来分に対しても50%の交付税措置を講じる。

- ・ 充当率：90% (本来分：50%、財源対策債分：40%)
  - ・ 地方負担に対する交付税措置率：45% (本来分：50%、財源対策債分：50%)
- ※ 通常事業については、本来分への交付税措置はなし。

### 2. 対象事業

「防災重点農業用ため池緊急整備事業」(令和3年度創設予定)により実施される事業を対象とする。

### 3. 対象期間

地方財政措置の拡充期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

※ その後の措置については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法附則第3項に基づき検討や、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の動向等を踏まえ、改めて検討を行う。

### 4. その他

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方負担については、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債（いずれも充当率100%、元利償還金に對する交付税措置率50%）により措置することとしている。

また、地方単独事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事については、緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を800万円未満から4,000万円未満に拡充することとしている。

#### 【担当】

総務省自治財政局調整課 鈴木

電話：03-5253-5619

農林水産省農村振興局整備部設計課 花田

電話：03-3595-6338

# 防災重点農業用ため池緊急整備事業 <公共> (新規)

【令和3年度予算概算決定額 44,909 (-) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(ため池工事特措法)に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

## <事業目標>

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

## <事業の内容>

防災重点農業用ため池を対象として、**ため池工事特措法の有効期間**(令和13年3月まで)における以下の対策を支援します。

### 1. ハード対策(補助率: 50%等)

- ① ため池の改修、附帯施設の整備等を支援します。(総事業費4千万円以上)
- ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「**緊急性が高いもの**※」については、補助率55%で支援します。

〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

- ③ ①に併せ行う堆砂対策(堆砂率がおおむね10%以上のもの、**洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等**)を支援します。

### 2. ソフト対策(定額)

ため池の**劣化状況評価**、**地震・豪雨耐性評価**、管理・監視体制の強化等のソフト対策について支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

# 土地改良施設の浚渫に係る危険度区分及び堆砂率基準の目安

## 【農業用ため池及びクレーク等】

### 危険度の区分

区分	内容
a 区分	決壊・溢水した場合に、特に甚大な人的被害や農地への被害が想定される箇所 (①想定浸水区域に家屋や公共施設、避難路や拠点施設等が存在すること、かつ ②防災受益面積が10ha以上あること)
b 区分	決壊・溢水した場合に甚大な被害が想定される箇所 (①想定浸水区域に家屋や公共施設等が存在すること、かつ ②防災受益面積が5ha以上あること)
c 区分	a, b 区分以外の箇所

※ 施設ごと（又は施設のまとまりごと）に危険度の区分を設定

※ 防災受益面積とは、洪水や農業用ため池の決壊等によって農地や農業用施設等が流出し、浸水、湛水による農作物被害を受ける地域（直接被害）と、農業用施設が被害を受け、取水不能となることにより農作物被害を受ける地域（間接被害）の合計面積

### 堆砂率の基準

障害状況 (堆砂率)	危険度の区分※1		
	a 区分	b 区分	c 区分
堆積なし	経過観察	経過観察	経過観察
10%未満	優先	状態監視 【注意】	経過観察
10~20%未満	重点	優先	状態監視 【注意】
20%以上又は 危険な状態※2	重点	重点	優先※3 状態監視 【注意】

※1 「重点」：2か年程度で対策実施、「優先」：4か年程度で対策実施、「状態監視【注意】」：構造物周辺の対策など

※2 危険な状態とは、堤防により構成される施設（農業用ため池）において、取水施設の底樋管頂以上の堆砂により緊急放流ができない状態

※3 c 区分は、危険な状態の場合のみ「優先」

## 【農業用ダム（農地防災ダム及びかんがい用ダム）】

### 堆砂率の基準

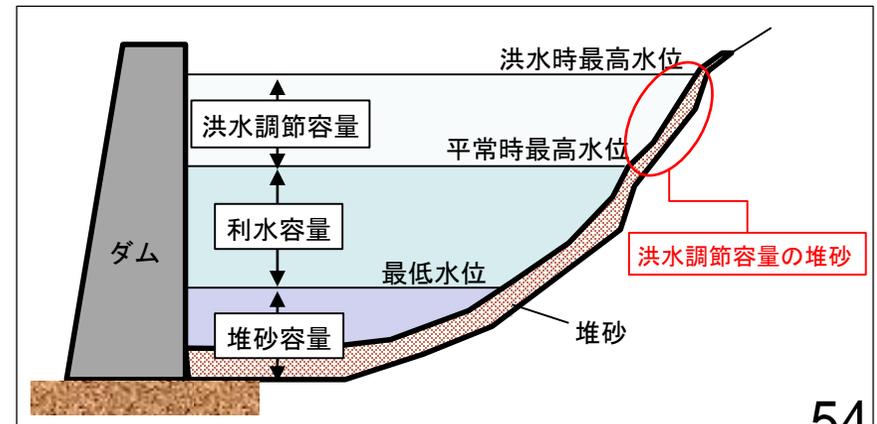
洪水調節容量又は洪水調節可能容量の3%※を上回る土砂が堆積している状況

※ 現行、緊急浚渫推進事業債の対象とされている河川管理施設であるダムと同様の基準

### 【参考】農地防災ダムとかんがい用ダムの比較

	農地防災ダム	かんがい用ダム
対象	すべての農地防災ダム	治水協定を締結したかんがい用ダム
堆砂率の基準	洪水調節容量の3%を上回る堆砂	洪水調節可能容量の3%を上回る堆砂

### (参考) 農地防災ダムにおける堆砂の概念図



# 事前放流に伴う損失補填制度の拡充

	河川管理者	ダムの管理者の区分	支援内容と国の負担
一級水系	国土交通省	直轄・水資源機構が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を <b>国が補填</b> （国10/10）
		利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を <b>国が補填</b> （国10/10）
	国土交通省 （指定区間の管理を <b>都道府県</b> が実施）	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を <b>国が補填</b> （国10/10）
		<b>都道府県</b> が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を <b>都道府県が補填</b> （地方10/10、従来は国の支援無し） → <b>特別交付税（0.8）【拡充】</b>
二級水系	<b>都道府県</b>	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を <b>都道府県が補填</b> （地方10/10、従来は国の支援無し） → <b>特別交付税（0.8）【拡充】</b>
	<b>都道府県</b>	<b>都道府県</b> が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を <b>都道府県が補填</b> （地方10/10、従来は国の支援無し） → <b>特別交付税（0.8）【拡充】</b>

新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて地方における感染拡大に臨機応変に対応できるよう即時対応分を新設）。

**1. 補正予算計上額**      1.5兆円（うち地方単独分 1.0兆円、即時対応分 0.2兆円）

**2. 所管**                      内閣府（地方創生推進室）      ただし、各府省に移し替えて執行

## 3. 交付対象等

(1) 交付対象      : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法      : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額（※）を上限として交付金を交付。

※ 交付限度額の算定の考え方は今後公表。

即時対応分は、営業時間短縮要請等に係る協力金等の支払に対して交付。

## 4. 使途

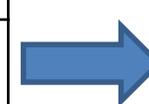
地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する以下のような取組に充当。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
- ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応

# 地方創生臨時交付金に係る事務連絡等

## 第1次・第2次補正の臨時交付金(国庫補助事業等の地方負担分)の今後の進め方 (①)

	地方負担額調査の 地方回答期限	同調査の確認事項の 地方回答期限
11月末までに交付決定の国庫補助事業等分(様式1-1)	1月14日	1月22日 (様式1-1確定)
12月末までに交付決定等の国庫補助事業等分(様式1-2)	1月26日	2月4日頃 (様式1-2確定)
様式1-1と様式1-2の合計(様式2)	1月26日	2月4日頃
1～3月に交付決定の国庫補助事業等分	地方負担額を別途調査。当該臨時交付金については、本省繰越を行なうことを含めて検討中。	



最終確認後  
2月上旬に  
交付限度額通知

(②)

## 法定率事業分に係る執行上の取扱 (③)

- ・ 2月上旬の交付限度額通知(第1次・第2次補正分)をする際に、その内訳として法定率事業分に係る額を明示して通知予定。
- ・ 第3次提出用の実施計画の様式に、第1次・第2次補正分の法定率事業分の交付限度額と、そのうち本省繰越を希望する額を記入する欄があるので、本省繰越を希望する場合は、当該欄に記入。

※ 詳細については、下記事務連絡や各都道府県に送付している確認依頼メール等を参照。

- ① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額算定に係る地方負担額等の調査について(令和2年12月23日内閣府地方創生推進室、総務省自治財政局調整課事務連絡)(様式1-1、様式1-2、様式2)
- ② 令和2年度補正予算(第1号、第2号)に計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち国庫補助事業等の地方負担分の執行上の取扱について(令和3年1月7日内閣府地方創生推進室事務連絡)
- ③ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る実施計画の第三次提出等について(令和3年1月20日内閣府地方創生推進室事務連絡)